竹芝・有明・日の出船着場利用規約

[竹芝・有明・日の出船着場利用協議会]

（平成 31.4.1～平成 32.3.31）

竹芝小型船発着所浮桟橋（以下「竹芝船着場」という。）及び有明小型船発着所浮桟橋（以下「有明船着場」という。）は、東京都港湾局が所有する港湾施設ですが、公共の船着場の開放として不定期航路事業における利用を可能とする試行的取組を行います。このため、東京港埠頭株式会社が東京都港湾局との協定に基づき、「竹芝・有明・日の出船着場利用協議会」（以下「協議会」という。」）を設置するとともに、本規約を制定し、船着場利用等に係る協議会の運営を行います。

竹芝・有明船着場の利用にあたっては、本規約を遵守し、水上バス事業者、客船ターミナル施設管理者、その他船着場利用に係る関係者と良好な関係を保ち、安全かつ円滑な利用にご協力ください。なお、日の出ふ頭小型船発着所浮桟橋その三（日の出船着場）については、供用開始日等の確定後、本規約を改正し利用について制定します。

１　施設の概要

（１）竹芝船着場

ア　所在地　　港区海岸一丁目５８番地先

イ　浮船着場　　延長２６．３ｍ×幅６．０ｍ　　水深 A.P.－３ｍ

　　連絡橋　　延長１４．５ｍ×幅２．０ｍ

ウ　施設　　トイレ（竹芝小型船ターミナル内）

（２）有明船着場

ア　所在地　　江東区有明三丁目３１番地先

イ　浮船着場　　延長４０．０ｍ×幅１０．０ｍ　　水深 A.P.－４ｍ

　　連絡橋　　延長１８．４ｍ×幅６．６ｍ

ウ　施　設　　有明客船ターミナル（地上３階建）（待合所、トイレ、駐車場）

２　利用可能時間

（１）竹芝船着場

平日：１８時～２２時

土日祝日：１０時～２２時

※　港湾局の視察船の利用がない時間帯のみ利用できます。なお、１２月中旬から３月中旬にかけては、平日日中の利用が可能となる場合があります。

※　上記利用可能時間内であっても、下記事項の場合、利用出来ない場合があります。

・　港湾局の視察船の利用

・　都が実施する「舟運活性化に関する社会実験」等による利用

・　国や地方公共団体等が実施するイベント等、公共性の高い目的による利用

・　施設の維持管理・修繕等

※　年末年始（１２／２９～１／３）は休業いたします。

（２）有明船着場

全日：９時３０分～２２時

※　水上バスの利用が優先です。

※　上記利用可能時間内であっても、下記事項の場合、利用出来ない場合があります。

・　都が実施する「舟運活性化に関する社会実験」等による利用

・　国や地方公共団体等が実施するイベント等、公共性の高い目的による利用

・　施設の維持管理・修繕等

※　年末年始（１２／２９～１／３）は休業いたします。

３　利用資格

この施設は、協議会に登録した会員が利用することができます。※1 施設の利用にあたっては、協議会（事務局：東京港埠頭株式会社）が利用調整を行い、都への使用許可申請手続を行います。

協議会の加入条件は、海上運送法に基づき、竹芝船着場又は有明船着場を起点又は終点とする、旅客不定期航路事業の許可を得た者若しくは、人の運送をする内航不定期航路事業の届出をした者※2 のいずれかで、以下の条件を満たす者です。

（１）東京港内で他に海上運送法の許可に基づく旅客定期航路事業の実績を現に有する事業者若しくは次に掲げる団体の会員で、東京港内で他に海上運送法の①許可に基づく旅客不定期航路事業の実績を１年以上有する事業者、②人の運送をする内航不定期航路事業の届出をした者で３年以上の実績を有する事業者のいずれか。

ア　屋形船東京都協同組合

イ　東京湾遊漁船業協同組合

ウ　江戸屋形船組合

エ　東京観光遊漁船協議会

（２）（１）の会員以外で、東京港内で、他に海上運送法に基づく旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の許可を得て、その運航実績を１年以上有する事業者

（３）その他上記以外の者で協議会運営理事会で特に必要と認める者

（４）上記の条件を満たすものであっても、本施設の適正な管理運営のため、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある者や、コンプライアンスに違反する事実がある者等※3 については、協議会への入会登録を拒否し又は入会登録を取り消す場合があります。

※1　イベントや社会実験等における船着場の利用については、東京都又は運営理事会が認めた場合、協議会の会員以外にも船着場利用を認めることがあります。

※2　ただし、13 人以上の船舶を運航する場合において、協議会が当該届出の濫用等による船着場の不適正利用と判断する場合においては、船着場の利用資格を取り消すことがあります。

※3　コンプライアンスの違反については、例えば、本施設の利用申し入れ時点において、法令等に違反する事実がある場合、税金を滞納している等公的機関等との契約における違反がある場合、他の船着場の利用ルール等を遵守していない事実がある場合、その他港湾の秩序を乱し港湾の不正な利用をするおそれがある場合などを含みます。

4　協議会への入会登録手続

協議会への会員登録を行おうとする者は、「竹芝・有明・日の出船着場利用協議会入会申込書」に必要事項を記入の上、以下に定める書類を添付して、協議会に提出し、その承認を受けてください。

（1）　竹芝船着場又は有明船着場を起点又は終点とする旅客不定期航路事業若しくは人の運送をする内航不定期航路事業の国土交通大臣の許可書等及び申請書、船舶検査証及び船舶国籍証書の写し

（2）　3（1）の旅客定期航路事業者は、東京港内で海上運送法の許可に基づく、他の旅客定期航路事業の許可書の写し

（3）　3（1）に掲げる団体の会員は、東京港内で海上運送法に基づく、他の旅客不定期航路事業の許可書又は人の運送をする内航不定期航路事業の届出書の写し（①旅客不定期航路事業者は1年以上、②内航不定期航路事業者は3年以上の実績が確認できるもの。）

（4）　3（2）の事業者は、東京港内で海上運送法に基づく、他の旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の許可書の写し（1年以上の実績が確認できるもの）並びにこれに係る直近の東京港内の公共桟橋等の利用申請書及び許可書の写し（事務局の指示により省略できる場合があります。）

（5）その他事務局が指示するもの

（6）入会後、（1）について内容に変更があった場合や、新たな航路・船舶を追加する場合など、航路の変更・追加等があるときは、その都度、変更届を協議会に提出してください。

（7）船舶検査証の有効期間が満了し、新たに発行された場合は、速やかに船舶国籍証書とともに新たな船舶検査証の写しを協議会に提出してください。

5　利用できる係留

協議会へ入会した会員が、必要な手続きを行った船舶を用いて、以下の係留をする場合に利用することができます。

（1）3 利用資格（1）及び（3）より、協議会に加入した者

・海上運送法に基づく竹芝船着場又は有明船着場を起点又は終点とする旅客不定期航路事業の許可を得た運航による係留

・海上運送法に基づく竹芝船着場又は有明船着場を起点又は終点とする人の運送をする内航不定期航路事業の届出をした運航による係留

・旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業を開始するにあたり必要な係留（船舶検査や着岸テストなど）

（2）3 利用資格（2）により、協議会に加入した者

・海上運送法に基づく竹芝船着場又は有明船着場を起点又は終点とする旅客不定期航路事業の許可を得た運航による係留

・旅客不定期航路事業を開始するにあたり必要な係留（船舶検査や着岸テストなど）

なお、各船着場の利用可能な最大船型は下記のとおりです。

【竹芝船着場】：最大船長３１ｍ、最大喫水２．９ｍ、２００総トン数以下の小型船舶

【有明船着場】：最大船長４０ｍ、最大喫水３．５ｍ以下の小型船舶

6　料金

船着場を利用する場合は、協議会に以下の料金をお支払いただきます。なお、予約受付時の規約に基づいた料金を適用いたします。

電話予約と予約管理システムを利用しての予約（以下「ネット予約」という。）では料金設定が違います。

小型船の種別	基本料金(15 分)		延長利用(15 分)
	電話予約	ネット予約	
旅客定員 45 名以上	2,500 円	2,200 円	基本料金に準じる
旅客定員 44 名以下	1,500 円	1,400 円	
旅客定員 12 名以下	500 円	400 円	

※１回の係留が 15 分を超える場合、基本料金に延長利用(15 分毎)の額を加算した料金をお支払いいただきます。

【延長利用申請があった場合のお支払い例】

例１：旅客定員 45 名以上の船舶が 1 回の係留で 45 分船着場を利用する場合

基本(ネット)料金　2,200 円　＋　(延長料金 30 分　2,200 円×２)　＝　6,600 円

例２：旅客定員 44 名以下の船舶が往復利用で往路 30 分、復路 30 分、合計 60 分船着場を利用する場合

基本（電話）料金　1,500 円×２ +（延長料金 30 分　1,500 円×２）　＝　6,000 円

※申請時間と実際の利用時間が異なる場合は、実際の利用時間で電話予約の基本料金に準じる利用料金をお支払いいただきます。

※旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業を開始するにあたり必要な船着場利用（船舶検査や着岸テストなど）については、利用時間・小型船の種別に関わらず一律 2,500 円をお支払いいただきます。（予約の際はお電話でお問い合わせください。）

7　利用手続き

船着場利用については、事務局に電話もしくはインターネットで申込み等を行ってください。なお、事務局への連絡は必ず利用申請をする入会者自身が行ってください。入会者以外の方からの連絡では、受け付けできません。

	電話予約	ネット予約
受付開始	利用する月の３か月前の１日から ただし、１日が土日祝日の場合は当該月の直近の平日から。 （例：７月３１日利用・・・４月１日予約受付開始。４月１日が土曜日の場合は、４月３日（月）予約受付開始）	利用する月の３か月前の１日から

	電話予約	ネット予約
受付時間	平日 9 時 30 分～17 時 （12 時から 13 時を除く）	24 時間（常時受付） （システムメンテナンス等を除く）
受付締切	利用日の 7 日前の 17 時まで	利用日の４日前の 17 時まで
取　　消	利用日の 4 日前の 17 時まで （土日祝日、年末年始を除く） ・電話連絡後、取消する旨を記載した利用承認書を事務局へ FAX。電話連絡のみの取消は受付けない。 ・受付印を押印した利用承認書を会員へ FAX で返却することで取消成立。 ・電話予約の場合でもネットで取消手続き可能。	利用日の 4 日前の 17 時まで
変　　更	利用日の 4 日前の 17 時まで （土日祝日、年末年始を除く） ・電話連絡後、変更箇所を記載した利用承認書を事務局へ FAX。電話連絡のみの変更は受け付けない。 ・受付印を押印した利用承認書を会員へ FAX で返却することで変更手続き完了。	利用日の 4 日前の 17 時まで ・取消手続き後、再申請。又は追加で予約を行う。
予約方法	① 事務局へ予約申込み 【予約電話番号】03-3457-2222 ② 電話で予約後、「竹芝・有明船着場利用申請書兼承認書」を事務局へ FAX 【FAX 番号】03-3457-2222 ③ 事務局が申請書兼承認書に承認印を押印し、FAX で返却。 ※電話予約の場合、事務局がシステムに申請内容を代行入力するため、仮予約・承認通知メールも会員へ送付される。	＜操作方法は別途マニュアル参照＞ ① 配布されたアカウントでログイン。利用可能時間帯から空いている時間帯を選択し仮予約。（仮予約通知メールが送信される） ② 事務局で予約状況を確認し、問題がなければ承認。承認後通知メールが送信される。
予約単位	６０分以内/１クルーズあたり１船着場	
施設利用方法	承認書を現地管理者に提示し、指示に従い利用。	承認通知メールを現地管理者に提示し、指示に従い利用。
料金納入	利用した月の末日で締め、その翌月に１月ごとを単位として、協議会から利用者に請求書を送付する。利用者は利用料金を協議会の指定した銀行口座に入金し、精算する。なお、納入期限は利用した翌月の末日とするが、当該月の末日が土日祝日の場合、当該月の最後の平日とする。	

	電話予約	ネット予約
そ の 他	・取消可能期間後の取消・無断キャンセルは利用したものとみなして、料金を徴収する。 ・台風等の気象条件により施設を利用できない場合は、「協議会事務局」に電話連絡の上、「承認書」若しくは「承認通知メール」を FAX で提出すれば、利用料金を徴収しない。 ・料金の支払いの有無にかかわらず、キャンセルの多い事業者には利用を禁止する場合がある。	

８　利用に伴う注意事項

（１）着岸及び乗降に関する注意

【竹芝船着場・有明船着場共通事項】

・　申請時間を厳守し、譲り合ってご利用願います。また、お客様には、速やかに乗下船されるよう呼び掛けをお願いします。

・　他に利用船舶がない場合でも、早期着桟や遅延は認められません。やむを得ず遅れる等の場合は、指定する連絡先にあらかじめ連絡して下さい。

・　船着場及び付帯施設周辺では騒音の発生に注意し、乗客への指導を行ってください。

・　係留に当たっての綱取り、乗下船案内は船主側でお願いします。

・　乗降客が乗り降りする際にタラップが必要な場合は、船主側で用意願います。

・　乗船者の集合と乗下船の安全管理は、船主側の自己責任でご対応ください。

【有明船着場特記事項】

・　船着場における旅客の安全確保のため、他の船舶の乗降中は離着桟禁止であり、離着桟時には旅客の立ち入りがないよう注意してください。

・　船着場利用については、水上バス（旅客定期航路事業）優先です。水上バスのダイヤに影響のないよう利用してください。

（２）１５分を超える利用について

以下の事項については、船着場の利用予約がない場合で、協議会が認めた場合、１５分を超える利用（要事前予約）を認めます。なお、最大６０分(通常利用や搬出入を含む)までの利用とし、基本料金に延長利用(１５分毎)の額を加算した金額を徴収します。

ア　安全な乗降ができる必要時間が１５分を超えると見込まれる場合

イ　撮影機材やケータリングの搬出入

ウ　運輸局が実施する船舶検査

エ　旅客運航実施に伴う船舶の着岸テスト

オ　その他、協議会が特に必要と認めた場合

（３）船舶航行に関する注意

・　船舶航行及び事業運営に当たっては、港則法等の関係法令を遵守し、自己責任において安全を最優先にご利用ください。また、船着場付近では、付近の施設に迷惑がかからないよう静かに航行してください。

・　船着場付近においては、水上バスが優先となります。また、近隣ふ頭の船舶の航行及び回頭を優先し、影響のないよう航行してください。

・　事故発生時には、旅客の安全確保を図り、海上保安庁及び東京港埠頭株式会社へ連

絡をお願いします。

（４）着岸待ちについて

【竹芝船着場特記事項】

・　船着場周辺で、着岸待ちをする場合は、別紙の「停泊禁止水域」以外で待機してください。

【有明船着場特記事項】

・　水上バスの航行水域及び近隣のふ頭前面水域での着岸待ちは禁止します。ふ頭を利用する船舶の航行・回頭に支障がないよう厳に注意し、船舶の安全が確保できる場所で待機してください。

（５）付帯施設の利用について

【竹芝船着場特記事項】

・　専用駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用下さい。

・　隣接する竹芝小型船ターミナルは、トイレの利用のみが可能です。乗降客の待ち合わせ場所等として利用することはできませんので、ご注意ください。

【有明船着場特記事項】

・　有明客船ターミナルは誰でも利用できる施設であり、船着場利用に係る一般的利用は可能です（待合所、トイレ等)。独占的、排他的利用はできませんので、マナーを守ってご利用くださるようご配慮ください。

・　有明客船ターミナル内の駐車場のご利用については、施設管理者（東京港埠頭株式会社）にお問い合わせください。

・　その他ターミナル施設の利用に際し、不明な点は施設管理者（東京港埠頭株式会社）にお問い合わせください。

（６）ネット予約について

ネット予約に際しては、マニュアル等に定める操作手順に沿って正しく操作し、予約システム利用規約等の規定を順守してください。

（７）その他

周辺水域の航行安全及び船着場における旅客の安全確保のため、ご利用に際し、船名・事業者名・当日連絡先等の情報を協議会、東京都港湾局及び関係機関で共有させていただきます。

９　禁止行為

禁止行為を行なった利用者は、以後の利用ができなくなる場合や、ペナルティ料金を課す場合があります。

（１）申請時間を超える係留

（２）船着場を損傷する行為

（３）譲り合わない、怒鳴るなどのマナーに反する行為

（４）マイク等の音響の利用等、船着場、客船ターミナル、周辺施設の迷惑となる行為

（５）船着場、客船ターミナル等への、のぼり・看板・受付場所等の無断設置行為

（６）油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為

（７）船着場での物品販売、募金等

（８）危険物の搬入及び貯蔵

（９）船舶への燃料の給油
（１０）虚偽による不正な利用登録
（１１）納入期限までの料金の未納行為
（１２）本規約等を守らない場合
（１３）その他、施設の管理上支障をきたす恐れのある行為

１０　その他

- 利用者は、誤操船等により施設を毀損した場合は、速やかに東京港埠頭株式会社に報告するとともに、管理者の指示に従い、自己の責任で復旧して下さい。施設利用上の自損事故及び利用者が第三者に損害を与えた場合等は、東京都港湾局、東京港埠頭株式会社及び協議会は何ら責任を負いません。
- 利用者が施設の利用について事前に協議会の承認を得ていたとしても、施設に係る事故や修繕等により、協議会は当該予約をキャンセルすることができ、そのことについて何ら責任を負いません。
- 当該施設の利用状況について、実績等の提出を求めることがあります。当該実績については、東京港埠頭株式会社及び東京都港湾局で共有することがあります。また、船着場利用に係るアンケート調査等にもご協力をお願いいたします。

停泊禁止水域(竹芝船着場周辺)

竹芝船着場案内図

〇アクセス：ＪＲ「浜松町駅」、都営大江戸線・浅草線「大門駅」から徒歩約 15 分
ゆりかもめ「竹芝駅」から徒歩 5 分

〇案内図

〇竹芝船着場

有明船着場案内図

〇交通アクセス：ゆりかもめ「東京ビッグサイト」駅　徒歩約３分
りんかい線「国際展示場」駅　徒歩約７分

〇案内図

〇有明船着場